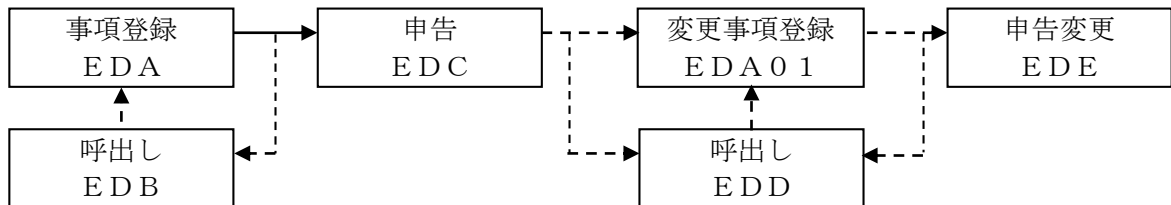


第2節 輸出申告手続

システムを使用して次の手続(以下この節において「輸出申告等」という。)を行う場合は、この節の定めるところによる。

- ① 輸出申告
- ② 積戻し申告
- ③ 展示等積戻し申告

【輸出申告等の流れ】



1 輸出申告等事項の登録

(1) 輸出申告等事項の登録

輸出申告等を行う者又はその代理人である通関業者(以下この章(第7節(特定輸出申告手続)、第8節(特定委託輸出申告手続及び特定製造貨物輸出申告手続)及び第9節(別送品輸出通関関係手続)を除く。)において「通関業者等」という。)は、「輸出申告」業務(業務コード:EDC)を実施する前に、次により輸出申告等事項をシステムに登録する。

ただし、輸出申告等事項をシステムに登録するにあたって、他の通関業者等を「申告予定者」に指定した場合は、当該申告予定者である通関業者等が後記3(輸出申告等)により、輸出申告等をシステムに登録する。

なお、通関業者等により、あらかじめ「申告可能者登録」業務(業務コード:UKY)又は「申告可能者登録(強制入力)」業務(業務コード:UKY12)によって申告可能者として登録されている通関業者等(以下この章において「登録済申告可能者」という。)であれば、後記2(輸出申告等事項の訂正)による訂正、又は後記3(輸出申告等)による輸出申告等のシステムへの登録を実施することができる。

登録した輸出申告等事項については、後記2(輸出申告等事項の訂正)により、「輸出申告」業務(業務コード:EDC)を実施するまでの間、訂正することができる。

イ 呼出しによらない方法

「輸出申告事項登録」業務(業務コード:EDA)を利用して、次の事項を入力し送信する。

なお、申告等種別ごとの入力可否については、下表の「申告等種別」欄による。

また、入力した輸出管理番号に係る貨物情報と共通の項目を入力することなく送信することにより、貨物情報からシステムにより自動補完される(補完項目については、別紙2(補完項目)参照)。ただし、申告貨物識別が「E」(EMS)、「H」(航空郵便物)、「M」(海上郵便物)又は「U」(SAL)に該当する貨物(以下この章において「郵便物」という。)の場合は、貨物情報がシステムに登録されている場合であっても自動補完されない。

◎ 留意事項

次の項目については、システムに登録されている貨物情報と一致している必要があることから留意すること。

- ・「申告予定者コード」（「申告予定者」欄）
 - ・「通関予定蔵置場コード」（「通関予定蔵置場」欄）
 - ・「貨物個数」（「貨物個数」欄左）
 - ・「個数単位コード」（「貨物個数」欄右）
 - ・「積込港コード」（「積込港」欄）（注）
 - ・「積載予定船舶コード」（「積載予定船舶」欄左）（注）
- （注）本船扱い貨物の場合に限る。